

令和6年度 大阪府地域生活支援拠点等の市町村意見交換会

地域生活支援拠点等の取組について

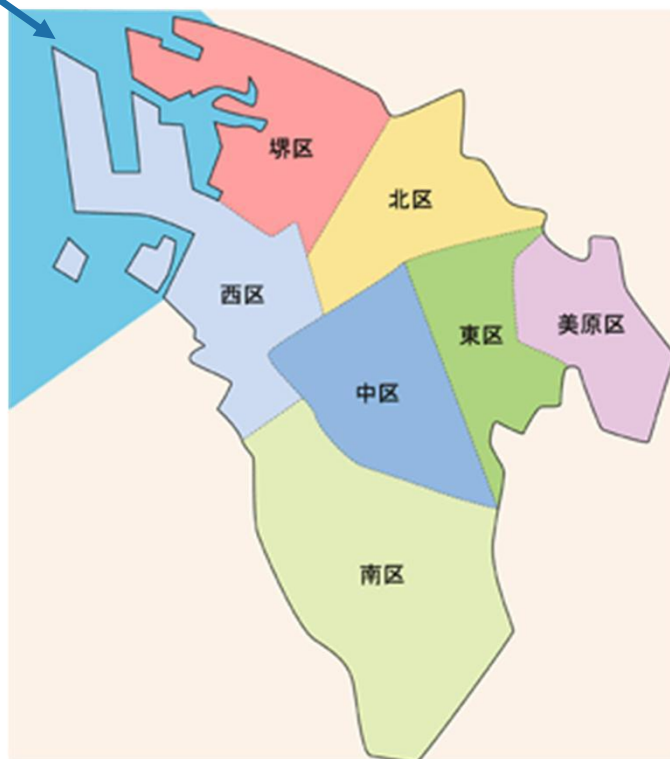
令和6年9月19日
堺市 障害施策推進課

堺市の状況について

【概要】

人口：808,404人
(R6.4.1 現在推計人口)

面積：149.83km²



【障害者手帳所持者数】

R6.3.31現在 単位:人

区	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
堺区	6,423	1,692	2,728
中区	4,818	1,437	1,736
東区	3,459	950	1,105
西区	5,764	1,522	1,834
南区	6,619	1,807	2,140
北区	5,928	1,641	2,165
美原区	1,680	453	484
合計	34,691	9,502	12,192

【概要】

- 地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）は、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、緊急時の対応や施設・病院等からの地域移行を推進するための4つの機能（「①相談」、「②体験の機会・場」、「③緊急時の受入れ・対応」、「④専門的人材の確保・養成」）のこと。地域の実情に応じて、整備を行うもの。

【目的】

- 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をやすくする支援を提供する体制を整備することにより、障害者等の地域での生活を支援する。



拠点等の整備は、施設を整備することではなく、障害福祉サービス等の提供体制（仕組み）を整備すること

【障害者総合支援法の改正内容】（拠点等に関連する内容）

- 令和4年12月の障害者総合支援法の改正において、拠点等が法律上に明記された（第77条第3項及び第4項）
- 市町村における拠点等の整備が努力義務化され、都道府県による市町村への広域的な支援の役割も明記された

【国の基本指針】（第7期障害福祉計画における拠点等に関連する項目）

成果目標③ 地域生活支援の充実

- 令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検討及び検証することを基本とする

拠点等の4つの機能

機能	内容
① 相談	平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の 受入れ・対応	短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の 機会・場	障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的人材の 確保・養成	医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

拠点等の整備プロセスについて

【整備のプロセス】

年度	内容
平成24年度	「暮らしの場あり方検討会」を開催 24時間のサポートと緊急時の支援を短期入所事業等に付加することを検討
平成26年度	「安心コールセンター」事業を実施 3年間の検討事業として実施 電話等により夜間・休日等の介護者の緊急時に短期入所利用にかかる コーディネートを実施
平成27年度	「堺市マスタープラン後期実施計画」及び「第4期堺市障害福祉計画」において、 平成29年度末までに整備することを位置づけ
平成28年度	「緊急時の受入れ・対応」の整備にかかる検討
平成29年度	「緊急時対応事業」を開始 新たに「緊急時の受入れ・対応」機能として、「緊急時対応事業」を開始

「面的整備型」として、平成29年度に「整備済」

拠点等の機能に関する取組内容と課題①

機能	主な取組内容	主な課題
<p style="text-align: center;">① 相談</p>	<p>基幹相談支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての障害のある人やその家族の相談窓口である基幹相談支援センターを各区役所内に設置 広域調整等を行う総合相談情報センターを含め、すべての基幹相談支援センターは、1つの法人に委託にて実施 基幹相談支援センターでは、地域生活の相談を実施 サービス利用のない方などへの支援、相談支援事業所への助言等実施 各区の基幹相談支援センターに、地域移行コーディネーターを設置し、地域移行体制整備事業を実施 <p>計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法上の障害福祉サービス 	<p>拠点等の機能による支援が必要となる障害者の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点等における「相談」及び「緊急時の受入れ・対応」を行うにあたって、医療的ケアを必要とする人、行動障害を有する人、障害福祉サービスにつながない人など、緊急時において、障害福祉サービスでは対応が難しく、拠点等の機能による支援が必要な人の事前把握 <p>拠点コーディネーターの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 拠点等が期待される機能を果たすため、その中心的な役割を担うコーディネーター（拠点コーディネーター）を、主に基幹相談支援センターや相談支援事業所等に配置することが求められている <p>緊急時や休日・夜間の相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、拠点等の機能を担う事業所は、基幹相談支援センターのみと位置付けている 拠点等の機能を充実・強化していくためには、相談支援事業所が担う役割等を整理のうえ、緊急時や休日・夜間などの相談に応えられる体制の整備が必要

拠点等の機能に関する取組内容と課題②



機能	主な取組内容	主な課題
<p>② 緊急時の 受入れ・ 対応</p>	<p>障害者（児）短期入所緊急利用【～令和4年度】 ・介護者の入院等緊急事由により一時的に障害者（児）の介護ができない場合、緊急時に利用できるベッドを確保</p> <p>緊急時対応事業【平成29年度～】 ・介護者の緊急時に介護が受けられなくなる障害者を対象に、事前に緊急時の対応を希望する短期入所事業所へ登録を行い、当該法人の夜間・休日祝日のコールセンターに連絡することにより、短期入所事業の受入れにかかるコーディネートや必要に応じて現場への支援員派遣による支援を実施</p> <p>拠点等を担う短期入所事業所の認定【令和5年度～】 ・介護者の急病等により障害者（児）が在宅で介護を受けることができない状況等において、当該事業所での利用実績の有無に関わらず、休日夜間の受入れができる体制の整備</p>	<p>緊急時対応事業の運用 ・登録している短期入所事業所と同一法人が運営する日中活動事業所を利用していることが事実上前提。また、拠点等を担う短期入所事業所との差別化が難しく、制度上の使いにくさも指摘されている</p> <p>拠点等としての事業展開 ・令和5年度は4事業所を拠点等として認定したが、実績や稼働状況の検証の上、より効果的な事業展開が必要</p>

拠点等の機能に関する取組内容と課題③



機能	主な取組内容	主な課題
<p>③ 体験の 機会・場</p>	<p>障害者（児）自立生活訓練事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き部屋などを利用した宿泊体験を通じて、将来の自立生活につながる訓練（きっかけ作り）を行い、次の段階の支援につながるための事業 <p>障害者住宅入居等支援事業（単身生活体験事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単身生活を希望する障害者に対して、ウィークリーマンション等で体験する機会を提供し、実際の生活に必要な支援や環境等について、アセスメントを実施する事業 <p>グループホーム体験利用・短期入所利用</p> <p>地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法上の障害福祉サービス 	<p>各事業の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）自立生活訓練事業の利用実績は、令和4年度が1人、令和5年度が7人 ・障害者住宅入居等支援事業（単身生活体験事業）の利用実績は、令和4年度が5人、令和5年度が1人 ・両事業は利用人数が低調となっており、必要な人が事業を活用できるよう、支援機関等への周知・啓発が必要 <p>事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価高騰や不動産事業の状況変化により、ウィークリーマンション等の確保が困難になっていることから、事業内容や金額の見直しが必要

拠点等の機能に関する取組内容と課題④



機能	主な取組内容	主な課題
<p>④ 専門的 人材の 確保・養成</p>	<p>相談支援強化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士・司法書士などの専門家の派遣を行う専門家相談の実施 ・そのほかにも、相談支援事業所の人材育成にかかる研修等（※）を実施 <p>（※）研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任相談支援専門員向け連続勉強会（相談支援サポート事業）の実施 ・ 各区の基幹相談支援センターにて相談支援従事者初任研修及び現任研修のインターバル期間の実習の受入 ・ 相談支援従事者現任研修においては、本市独自の取組として、主任相談支援専門員の協力のもと、「現任研インターバル①勉強会」「初任研インターバル②相談会」の開催 	<p>地域の人材育成に向けた仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援専門員をはじめとした専門的人材の活用による地域としての人材育成を推進する仕組みづくり。 <p>行動障害を有する人への専門的な支援体制の構築と人材の確保・養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会に、強度行動障害支援部会を設置 ・堺市強度行動障害支援体制整備事業を開始するが、その事業を効果的に実施するため、部会の適切な運用が必要 ・国の実施する中核的人材養成研修に堺市として推薦し、強度行動障害支援体制整備事業と連携した広域的支援人材の活用による地域の支援力向上を進める

拠点等の充実・強化に向けて

【第7期障害福祉計画】（拠点等に関連する内容）

3 地域生活支援の充実

項目	大阪府の考え方	直近の実績	令和8（2026）年度 目標値
地域生活支援 拠点等の機能の 充実	令和8（2026）年度末 までに、各市町村において 地域生活支援拠点等の 機能の充実のため、コー ディネーターの配置、地域生 活支援拠点等の機能を担 う障害福祉サービス事業 者等の担当者の配置、支 援ネットワークなどによる効 果的な支援体制及び緊 急時の連絡体制の構築 年1回以上、支援の実績 等をふまえ運用状況の検 証・検討	面的整備による 整備済 平成29（2017）年度 整備 地域生活支援拠点 等における コーディネーター 未設置 令和4（2022）年度末 時点 運用状況は 年1回検証・検討	令和8（2026）年度 末までに、コーディネー ターの配置の必要性を含 め、機能について検証・ 検討し、効果的な支援 体制及び緊急時の連 絡体制の構築 検討方法も含め、年1 回以上の検証

拠点等の機能の充実における主な課題

- ・ 拠点等による支援が必要となる障害者の把握
- ・ 拠点等の機能の中心的な役割を担う
コーディネーターの配置
- ・ 緊急時や休日・夜間の相談支援体制の整備



評価・検討方法及び評価・検討の場の再整理

「第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」から抜粋

拠点等の評価・検討の場について



堺市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会 準備会

<p>構成員</p>	<p>堺市障害者自立支援協議会副会長を部会長に、 区障害者基幹相談支援センターに加え、地域の主任相談支援専門員、行政が参加</p>
<p>検討内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 拠点等の進捗管理・検討の場として、同部会の再開に向けた準備会の設置 ◆ 地域生活支援部会において、効果的な協議を進められるよう、同部会の目的・構成員等を整理するための準備会 ◆ 具体的な検討内容としては、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点等の機能の充実に向けた提言 ・ 拠点等の実施状況の把握と課題整理 ・ 拠点等コーディネーターを含めた地域課題の共有 等

【R6のスケジュール】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				準備会設置		準備会開催 (R6年度数回程度予定)					